



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年7月17日金曜日 第2690号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（長寿介護課）..... 1

### 規 則

#### ○愛媛県規則第36号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の配置の基準）</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2 条例第13条第1項第3号イ又は同条第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、<u>指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム</u> _____ にあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p> <p>3 <u>指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム</u>に置くべき生活相談員の数は、条例第13条第1項第3号又は同条第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2 条例第13条第1項第3号イ又は同条第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、<u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護</u>の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）にあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p> <p>3 <u>外部サービス利用型養護老人ホーム</u> _____ に置くべき生活相談員の数は、条例第13条第1項第3号又は同条第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。</p> <p>4～6 省略</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。